

町田3・3・36高ヶ坂Ⅰ期 事業概要に関するご質問・ご意見（9～10月）

分類	番号	質問・意見	回答
事業に関する事	1	今後の具体的なスケジュールについて教えてください	令和2年度中に用地測量を実施します。その後、国から事業認可を取得し、事業に係る地権者を対象に用地取得に関するご説明をさせて頂き、用地取得を開始します。用地の取得が進んだ段階で工事着手となりますが、事業完了までには、一般的に10年の期間を見込んでいます。なお、用地取得の進捗状況により、事業期間を延伸する場合があります。
	2	今後、何かしらの理由で都市計画線の位置が変わることはありますか	都市計画線の位置が変わることはありません。
	3	都市計画線にかかっていないのに、案内が届いたのはなぜですか	周辺の土地境界を確認するため、都市計画線にかからない方にも、ご案内資料を配布しております。
橋梁に関する事	1	橋の設置に際し、環境を配慮して欲しいです	環境確保条例に基づき、環境への負荷の低減及び公害の防止に努めていきます。
	2	橋梁が出来ることで、振動や日陰の問題はないのでしょうか	
用地測量に関する事	1	用地測量の立会時期はいつ頃になりますか	令和2年12月ごろに実施する予定です。
	2	立会の連絡はどのように来るのでしょうか	関係者には、立会日が記載されたハガキを郵送させて頂きました。

町田3・3・36高ヶ坂Ⅰ期 事業概要に関するご質問・ご意見（9～10月）

分類	番号	質問・意見	回答
用地補償に関する事	1	用地取得の時期はいつ頃でしょうか	用地測量の完了後、速やかに国から事業認可を取得します。来年度には用地取得に関する説明をさせて頂き、関係する皆様のご協力を頂きながら、建物等の物件調査や土地価格の評価を行い、順次用地取得を進めていく予定です。なお、用地取得の説明の際にお急ぎの方などの要望を個別にお伺いします。
	2	移転先はあっせんしてくれるのですか	土地の取得に伴う補償は、金銭での補償を原則としています。恐れ入りますが移転先につきましては、ご自身でお探しくださるよう、ご協力をお願いします。ご自身での移転先の確保が困難な場合には、移転先のあっせんや不動産情報の提供などに努めさせていただきます。
	3	都市計画線より外側の土地について、補償してもらえるのでしょうか	東京都の事業の施行に伴う損失補償基準に基づき、従前より土地価値の減少が認められれば、補償対象となる場合があります。ただし、補償の内容は、個々の土地の状況により異なります。具体的には個別にご相談させていただきます。
	4	東京都が算出した補償金のとおり、移転や再建をしなければいけないのでしょうか	補償費としてお支払いしますが、使用用途に制限はありません。
	5	すぐに立ち退き、移転する必要はありますか	今後の進め方として、家屋等の調査、補償額の算定、個々に補償額の提示、契約をしてからの移転となります。なお、移転時期につきましては、皆様と個別にご相談させていただきます。
その他	1	道路が広がると歩行者（特に小さな子ども）の安全性が心配です	車道の両側に広い歩道を整備するため、歩行者はもちろん、ベビーカーや車いすも移動しやすい、安全で快適な歩道空間を形成します。
	2	平面図が小さく、都市計画線が見えにくいいため、何か対応をしてもらえないでしょうか	拡大・解像度を良くした平面図を南多摩東部建設事務所のホームページで公開します。ご入用の方は紙媒体で平面図を郵送いたします。お気軽にお問い合わせください。